



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*31 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 2

○ 告示

- 635 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 (環境管理課) 5
- 636 平成12年和歌山県告示第722号(災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度)の廃止 (福祉保健総務課) 8
- 637 生活保護法による医療機関の指定 (") 8
- 638 生活保護法による施術機関の指定 (") 8
- 639 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課) 8
- 640 身体障害者福祉法による医師の指定 (") 8
- 641 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 9
- 642 " (") 9
- 643 " (") 10
- 644 " (") 10
- 645 " (") 10
- 646 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (") 10
- 647 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (") 11
- 648 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農業農村整備課) 11
- 649 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課) 11
- 650 道路の位置の指定 (都市政策課) 12
- *651 平成22年和歌山県告示第44号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の一部改正 (建築住宅課) 12
- *652 昭和37年和歌山県告示第41号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正(会計課) 12
- *653 昭和47年和歌山県告示第130号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正 (") 12
- 654 随意契約の相手方の決定 (県議会事務局) 12

○ 公安委員会告示

28 雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施 13

○ 選挙管理委員会告示

- 38 政治団体の届出事項の異動の届出 17
- 39 資金管理団体の指定の取消しの届出 18
- 40 政治団体の解散の届出 18
- 41 政治団体の収支報告書の要旨 19
- 42 政治団体の設立の届出 20
- 43 資金管理団体の届出 20

○ 警察本部告示
 2 和歌山県指紋情報管理システム貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 20

○ 公告
 争議行為を行う旨の通知 (労働政策課) 22

○ 監査公表
 監査公表第12号 23

○ 諸報
 入札公告 (警察本部) 27

規 則

和歌山県規則第31号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和61年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（救助の基準）

第3条 施行令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）に定めるところによる。ただし、特別の事由によりこれにより難い場合は、厚生労働大臣と協議し、別に定めるものとする。

第4条第3項中「別記第1号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

施行令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表のとおりとする。

第15条第2項第2号中「治ゆ」を「治癒」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第14条関係）

従事者の区分	日 当	時間外勤務手当	旅 費
施行令第10条第1号から第4号までに掲げる者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額	日当の額を基礎とし、県の常勤の職員の例により算出した額の範囲内	職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）別表第1に定めるその他の職員の例により算出した額の範囲内
施行令第10条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績の額に、手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額の範囲内		

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「和歌山県知事 殿」を「和歌山県知事 様」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式 (第9条関係)

(表面)

災害救助法第 27 条の規定による立入検査証票

注 意

- 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この証票は、 年 月 日まで有効とする。
- 3 この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

(裏面)

第 号

所 属 庁

職 名 氏 名

年 月 日交付

和歌山県知事 氏 名 印

災害救助法 (抜粋)

第 27 条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

証票の大きさは、縦10センチメートル、横8センチメートルとし、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記第6号様式、別記第8号様式、別記第10号様式及び別記第11号様式中「和歌山県知事 殿」を「和歌山県知事 様」に改める。

別記第12号様式中「市町村長 殿」を「市町村長 様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第635号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 海南市日方1520番地

名称 和歌山県農業協同組合連合会

氏名 代表理事 理事長 中西和弥

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 紀の川市桃山町調月980

名称 和歌山県農業協同組合連合会桃山食品工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 変更しようとする事項の内容

ア 汚水等の処理施設に関する事項については別表2のとおり。

イ 排出水の汚染状態及び量については別表3-1及び3-2のとおり。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年6月1日から平成24年6月22日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

区 分	変 更 前	変 更 後
種 類	第10号口 洗浄施設	同左
基 数	1	同左
能 力	350mlボトル 600本/分 300mlボトル 600本/分	同左
工事着手予定年月日	既設	許可後
工事完成予定年月日	既設	許可後
使用開始予定年月日	既設	許可後

使用時間間隔	連続		同左		
1日当たりの使用時間	24時間		同左		
使用の季節的変動	なし		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大	
	pH	6-8	6-8	同左	同左
	BOD(mg/l)	40	40	同左	同左
	COD(mg/l)	30	30	同左	同左
	SS(mg/l)	10	10	同左	同左
	n-Hex(mg/l)	<2.0	<2.0	同左	同左
	T-N(mg/l)	<0.2	<0.2	同左	同左
	T-P(mg/l)	<0.05	<0.05	同左	同左
大腸菌群数(個/cm ³)	検出せず	検出せず	同左	同左	
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	540	600	240	720	

別表2

区 分	変更前				変更後				
種 類	排水処理				同左				
能 力	2400m ³ /日				4300m ³ /日				
汚水等の処理方式	活性汚泥法、生物濾過法 砂及び活性炭				生物担体式汚泥法 凝集沈殿処理				
工事着手予定年月日	既設				許可後				
工事完成予定年月日	既設				許可後8ヶ月				
使用開始予定年月日	既設				完成後				
使用時間間隔	連続				同左				
1日当たりの使用時間	24時間				同左				
使用の季節的変動	搾汁のみ11月～翌3月稼働 2次加工1月～12月				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大		通常	最大		通常	最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	4-5.0	6-8.0	4-5.0	6-8.5	4-5.0	6-8.0	4-5.0	6-8.5
	BOD(mg/l)	2000	10	2000	15	2000	10	2000	15
	COD(mg/l)	1500	20	1500	30	1500	20	1500	30
	SS(mg/l)	500	7	500	10	500	7	500	10
	n-Hex(mg/l)	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0
	T-N(mg/l)	9.2	9.2	14.0	14.0	9.2	9.2	14.0	14.0
T-P(mg/l)	6.9	6.9	7.0	7.0	6.9	4.802	7.0	4.872	
大腸菌群数(個/cm ³)	無数	500	無数	900	無数	500	無数	900	
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	1630	1600	1867.2	1830	3320	3261.6	4072.5	4000	

別表3-1

区 分		変 更 前	変 更 後
排 水 口 名		排水口(工場排水)	同左
排水量(m ³ /日)	通常	1600	3261.6
	最大	1830	4000
pH	通常	6-8	同左
	最大	6-8.5	同左
BOD(mg/ℓ)	通常	10	同左
	最大	15	同左
COD(mg/ℓ)	通常	20	同左
	最大	30	同左
SS(mg/ℓ)	通常	7	同左
	最大	10	同左
n-Hex(mg/ℓ)	通常	<2.0	同左
	最大	<2.0	同左
T-N(mg/ℓ)	通常	9.2	同左
	最大	14.0	同左
T-P(mg/ℓ)	通常	6.9	4.802
	最大	7.0	4.872
大腸菌群数(個/cm ³)	通常	500	同左
	最大	900	同左

別表3-2

区 分		変 更 な し	変 更 な し
排 水 口 名		排水口(生活排水)	雨水排水口(2ヶ所)
排水量(m ³ /日)	通常	12	雨水
	最大	27	雨水
pH	通常	6-8	—
	最大	6-8.5	—
BOD(mg/ℓ)	通常	20	—
	最大	20	—
COD(mg/ℓ)	通常	30	—
	最大	30	—
SS(mg/ℓ)	通常	50	—
	最大	70	—
n-Hex(mg/ℓ)	通常	5	—
	最大	5	—
T-N(mg/ℓ)	通常	9.2	—
	最大	14.0	—
T-P(mg/ℓ)	通常	6.9	—
	最大	7.0	—
大腸菌群数(個/cm ³)	通常	1000	—
	最大	3000	—

和歌山県告示第636号

平成12年7月28日告示第722号（災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）は、平成24年5月31日限り廃止する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋齒 42-24	辻本歯科クリニック	橋本市高野口町大野235-1	平成 24.5.14

和歌山県告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋柔 22-24	上野香織	こうたろう鍼灸整骨院橋本店	橋本市市脇523-5	平成 24.4.17

和歌山県告示第639号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
井上潔彦	外科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	平成 24.5.1

和歌山県告示第640号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

				診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓
田中篤	循環器内科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成 24.5.22							○						
大寶英矢	整形外科	橋本市民病院	橋本市小峰台2丁目8-1	平成 24.5.22						○							
矢田和弥	耳鼻咽喉科	有田市立病院	有田市宮崎町6	平成 24.5.22		○	○	○	○								
線崎博哉	泌尿器科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成 24.5.22									○				
河崎敬	整形外科、リハビリテーション科	那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町天満483-1	平成 24.5.22						○							
大浦真紀	腎臓内科	まろクリニック	田辺市下万呂393-5	平成 24.5.22								○					

和歌山県告示第641号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3011800 244	社会福祉法人つくし会療養介護施設つくし医療・福祉センター	岩出市中迫665	療養介護	身体障害者 知的障害者	社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市森小手穂南沖田2-1	平成 24.4.1	平成 30.3.31

和歌山県告示第642号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3010121 139	療養介護事業所めぐみの園	和歌山市今福3丁目5-41	療養介護	身体障害者 知的障害者	社会福祉法人愛徳園	和歌山市今福3丁目5-41	平成 24.4.1	平成 30.3.31

和歌山県告示第643号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3010121 147	療養介護事業所愛徳整肢園	和歌山市今福3丁目5-41	療養介護	身体障害者 知的障害者	社会福祉法人愛徳園	和歌山市今福3丁目5-41	平成 24. 4. 1	平成 30. 3. 31

和歌山県告示第644号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3012100 032	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町大字和田1138	療養介護	身体障害者 知的障害者	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町大字和田1138	平成 24. 4. 1	平成 30. 3. 31

和歌山県告示第645号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3012410 126	南紀医療福祉センター	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	療養介護	身体障害者 知的障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 24. 4. 1	平成 30. 3. 31

和歌山県告示第646号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
三ツ星薬局	日高郡美浜町吉原261	—	高岡靖司	平成

和歌山県告示第647号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
丸笹外科・内科	西牟婁郡白浜町日置981	医療機関の名称	丸笹外科	丸笹外科・内科	平成 24. 5. 15

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
わかば薬局	御坊市湯川町財部722-5	医療機関の名称	有限会社わかば薬局	わかば薬局	平成 24. 5. 15

和歌山県告示第648号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業）下佐々地区
- 2 確定年月日 平成22年6月2日
- 3 工事を完了した時期 平成24年3月26日

和歌山県告示第649号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3, 758. 80
紀中地域水源涵養保安林	1, 516. 68
紀北地域水源涵養保安林	368. 11
紀南地域土砂流出防備保安林	864. 12
紀中地域土砂流出防備保安林	372. 80
紀北地域土砂流出防備保安林	422. 11
紀南地域干害防備保安林	9. 28
紀中地域干害防備保安林	7. 94

紀北地域干害防備保安林
和歌山県全域保健保安林

15.72

156.20

和歌山県告示第650号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3176	岩出市根来字村前550番1の一部、水路	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 24. 5. 18	5.00	33.93

和歌山県告示第651号

平成22年和歌山県告示第44号（平成18年和歌山県告示1503号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の全部改正の一部を次のように改正し、平成24年6月1日から実施する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表和歌山市今福三丁目の項を次のように改める。

和歌山市今福三丁目	今福第二団地	全ての住宅	0.9621
-----------	--------	-------	--------

和歌山県告示第652号

昭和37年和歌山県告示第41号（和歌山県証紙売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表名称の欄中「財団法人和歌山県交通安全協会事務局長」を「一般財団法人和歌山県交通安全協会」に改める。

和歌山県告示第653号

昭和47年和歌山県告示第130号（和歌山県証紙売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中「社団法人和歌山県宅地建物取引業協会」を「公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会」に改める。

和歌山県告示第654号

平成24年度県議会テレビ番組の制作及び放送委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成24年度県議会テレビ番組の制作及び放送委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県議会事務局
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年5月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
35,668,500円 (うち消費税及び地方消費税の額1,698,500円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第2項の規定により随意契約する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第28号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成24年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
雑踏警備業務1級	10名
雑踏警備業務2級	10名
交通誘導警備業務2級	10名
施設警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	10名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成24年9月25日 (火) 午前9時から正午まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成24年9月25日 (火) 午前9時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	平成24年9月25日 (火) 午後1時から午後4時まで	
施設警備業務2級	平成24年9月27日 (木) 午前9時から正午まで	

貴重品運搬警備業務2級	平成24年9月27日(木) 午後1時から午後4時まで	
-------------	-------------------------------	--

(2) 実技試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成24年11月1日(木) 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成24年11月6日(火) 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	平成24年11月8日(木) 午前10時から午後5時まで	
施設警備業務2級	平成24年11月27日(火) 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成24年11月29日(木) 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関する事。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関する事。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関する事。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関する事。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関する事。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)及び次のア又はイに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務1級	平成24年8月21日（火）から同月23日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 申込み受付

(1) により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員は、その者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書類等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
雑踏警備業務1級	平成24年8月27日（月）から同月29日（水）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

- ア 事前申出の受付は、受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、受検予定者に決定していることを無効とする。
- カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問い合わせ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

- ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書等の写し）等） 1通
- ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）に

あつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書）1通
 エ イ及びウに該当する者が検定申請書等を、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイ
 の書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、ア又はイの書類を添付すること。

ア 2級検定の合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書
 面（警備業従事証明書又は誓約書）

イ 公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する
 書面（1級検定受検資格認定書）の写し

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務1級	13,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
施設警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許可係
 電話番号：073-423-0110（内線3027）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
 あつたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
山田好雄後援会	代表者	中瀬清規	濱地正由	平成 24.4.2	政治団体	
	会計責任者	富村健次	中瀬清規			
自由民主党和歌山 県薬剤師連盟支部	代表者	稲葉真也	岩本研	平成 24.4.13	政党	
	会計責任者	松本正康	坂東源司			
和歌山県藤井基之 薬剤師後援会	代表者	稲葉真也	岩本研	平成 24.4.13	政治団体	
	会計責任者	松本正康	坂東源司			

和歌山県薬剤師連盟	代表者	稲葉真也	岩本研	平成 24.4.13	政治団体	
	会計責任者	松本正康	坂東源司			
桐章会	政治団体の名称	桐章会	片桐あきひろを支援する会	平成 24.4.25	政治団体	
	主たる事務所の所在地	和歌山市南出島79-15	和歌山市神前246			
	代表者	坂口全彦	大野照恭			
	会計責任者	石川泰廣	石井啓介			
日高医師連盟	代表者	池田明彦	塩路信人	平成 24.4.27	政治団体	
日本共産党和歌山県北部地区委員会	代表者	前久	下角力	平成 24.5.1	政党	

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
奥田善晴	和歌山市議会議員	櫻政会	和歌山市加納335-37	奥田善晴	平成 24.4.6
井口弘	和歌山市議会議員	井口弘会	和歌山市六十谷443-9	井口弘	平成 24.4.27

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
櫻政会	奥田善晴	平成 24.3.31	平成 24.4.6
前川勝久後援会	水原明美	平成 24.4.17	平成 24.4.17
井口弘会	井口弘	平成 24.3.25	平成 24.4.27

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

（単位：円）

前川勝久後援会

報告年月日 24.04.17

1	収入総額	2,167
	前年繰越額	2,167
2	支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

櫻政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 奥田 善晴

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員

報告年月日 24.03.26

1	収入総額	613,854
	前年繰越額	613,854
2	支出総額	0

前川勝久後援会

報告年月日 24.04.17

1	収入総額	2,167
	前年繰越額	2,167
2	支出総額	0

井口弘会

資金管理団体の届出をした者の氏名 井口 弘

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員

報告年月日 24.04.27

1	収入総額	303,000
	前年繰越額	303,000
2	支出総額	100,000
3	支出の内訳	
	政治活動費	100,000
	寄附・交付金	100,000

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

櫻政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 奥田 善晴

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員

報告年月日 24.04.06

1	収入総額	613,854
	前年繰越額	613,854
2	支出総額	0

前川勝久後援会

報告年月日 24.04.17

1	収入総額	2,167
	前年繰越額	2,167
2	支出総額	0

井口弘会

資金管理団体の届出をした者の氏名 井口 弘
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 24.04.27

1 収入総額	203,000
前年繰越額	203,000
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党和歌山県田辺市第二支部	鈴木太雄	白木克忠	田辺市秋津町1355-9	平成 24.3.21
御坊布武の会	山本勝也	山本幸代	御坊市湯川町小松原230-3	平成 24.4.18

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
山本勝也	御坊市長	御坊布武の会	御坊市湯川町小松原230-3	山本勝也	平成 24.4.18

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成24年6月1日

和歌山県警察本部長 山 岸 直 人

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務

(2) 業務の内容等

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成24年6月1日（金）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去6年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

ア 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

イ 5台以上のクライアントを現地保守（修理）するメンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てが成されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てが成されている者ではない者

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去6年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 保守体制証明書

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県の役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成2

0年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成24年6月1日（金）から同月15日（金）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に定める場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に定める資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年6月18日（月）までの間に和歌山県警察本部刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 本庁舎2階会議室2

(2) 日時

平成24年6月5日（火）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成24年6月1日（金）から同月21日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に定める場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山市西1番地

鑑識課

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成24年7月2日（月）までに通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成24年7月3日（火）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に定める場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成24年7月6日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成24年5月24日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があつたので公表する。

平成24年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成24年6月6日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年6月1日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 藤 山 将 材
和歌山県監査委員 服 部 一

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

平成24年3月23日

3 請求の内容

請求人提出の「和歌山県職員措置請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 和歌山県知事が、平成23年8月26日付で諮問していた和歌山県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見書が同年11月25日に提出された。審査会の意見書は、「1 総括事項」として、

(1) 環境協定に基づき環境の状況の把握に努め、その結果を踏まえ環境保全措置をとること (2) 設置位置の候補地選定に至る経緯を生活環境の保全の観点から検討した内容も含め、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響についても検討し、当該措置の有無を判断して、その内容を環境影響評価に記載すること、とし、「2 個別事項」としては、(1) 大気質 (2) 低周波音 (3) 海域に生息する動物及び植物 (4) 景観 (5) 廃棄物 (6) 事後調査の6項目について意見が述べられている。

さらに、「3 その他」としては、(1) 「住友金属工業株式会社和歌山製鉄所を起因とする決して低レベルでない汚染」があることと、それへの取り組みの必要性が指摘されている。また (2) 海生生物に関して、平成9年に行われた関西電力の調査所の文献調査だけでは不十分であるから、和歌山県環境影響評価技術指針に従った現地調査を実施しておくべきである、としている。

(2) このように、審査会からは、平成23年11月25日に詳細な意見書が提出されたにもかかわらず、和歌山県知事は、わずか5日後の同年11月30日に、主要設備の色彩設計を検討して、景観への影響を評価書に記載すること、としたわずか3行の意見書を和歌山共同火力株式会社に提出しただけである。

和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号。以下「条例」という。）第19条1項によれば、知事は、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。とあり、同条4項では、知事が意見を述べる場合には、和歌山県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聞くものとする。とされている。

ところが、和歌山県知事の意見書を見る限り、和歌山県知事が審査会の意見を聞いた形跡は全くなく、むしろ審査会の意見を全く無視して作成されたものである。和歌山県知事は単に条例が要求する形式のみを整えるために審査会を設けたというにすぎないものである。

したがって、審査会の設置・運営に必要なとなった金130万2687円は全く無駄な支出だったものであり、不当に支出されたものである。

(3) よって、請求人らは、監査委員が和歌山県知事に対して、支出全額の金130万2687円を和歌山県に

返還させる措置を執るよう請求する。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成24年3月28日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容等を勘案し、審査会の設置運営に要した費用について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出と認められるのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県環境生活部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成24年4月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、おおむね次のとおり請求理由を補充する陳述があった。

(1) 専門家を集めて審査会を8回実施したのであれば、それで得た結果については充分事業者には伝えられるべきである。

審査会の傍聴を2回行ったが、その中では熱心に議論がなされていた。その結果出された意見のうち、知事はたった1点、色についてのみを意見としている。

私たちの健康や地域の自然を守るため、環境保全の見地からの意見を事業者に伝えるよう審査会で専門的な話し合いが行われたのであれば、知事及び担当課はまとめて事業者に伝えるべきである。そうでなければ130万円余りのお金が無駄に使われただけではなく、これから先に振動や騒音などで住民から訴訟が提起され、補償が必要になれば県の損失が大きくなる。知事はきちんとした意見を事業者に示した上で、事業が住民や自然にとってよい形で行われてはじめて私たちの税金である130万円のお金が生きてくる。

(2) 審査会の意見と知事が事業者に出された意見の二つの文書を見ると8回にわたる審査会の中身が全く盛り込まれていない。無視されていると見てもいいくらいの内容である。議事録を見れば、見逃してはならない専門家の見解が出されているにもかかわらず取り上げていないのは、県民の立場からすればどうもおかしい。

特に、委員の意見の中には、震度6か7レベルの地震や津波が来たら、海岸へ立地しているこの工場のガス管が壊れ危険な状態になると言われているものがあるが、全く反映されていない。

また、海生物の調査をすべきという委員の意見があるのに、今まで大きな変化がないという理由で、以前の液化天然ガス施設の際の調査結果をそのまま利用するというので、それについて意見が出されていない。

おそらく、委員の中にも何回も審査会で意見を言ったことが無駄だったのかという怒りのような発言も議事録の中で出ていると思う。その点でこの請求では、ただ単に金を返してくれということだけでなく、その後ろにある県民の安心安全を守るという大切なものを無視しているのではないかと伝えるべき。

知事は、この4月の県民の友で、災害に強い県土づくりをすると真っ先に述べている。それとは全くそぐわない意見を出して無駄にしているというのは、どうも納得しかねる。

(3) 46年前に住友金属が埋立てを行ったのであるが、そのときに瀬戸内法をなぜクリアできたかという公害工場を住民から離すという観点からクリアできた。

今回の計画では公害工場を100メートル住民側へ近づける。さらに煙突が120メートルから85メートルに低くなる。

このような状況は、埋立ての際の条件に反する行為だと思う。

審査会で熱心に討議して、いろんな問題を提起してくれているにもかかわらず、提起しているこ

とに対して、県民の税金を使って審査会を行ったのに全く答えていない結果が出ている。

それであれば、審査会は不要ではないか。電力が足りないため早急に火力発電所を立ち上げなければならぬという思惑が先に走ってしまい、法的にクリアできればよいのだという県側の姿勢があったのではないか。法的にクリアできればよいのであれば、審査会を行う必要はなく、経済産業省と事業者と県で決めればよいこと。このようなやり方は根本的に間違っている。

今回の請求のような声を出さないと県側がこのような態度である限り県民が安心安全に暮らせることはないだろう。3・11の地震を経て日本がどうすれば安全になるであろうかということを議論したり、東南海・南海地震では、高いところで34メートルの津波が来るなどと言われている。その中で地震対策や津波対策もされていない。その上、審査会の中で言われているにもかかわらずそれを取り上げていない。そして色だけ塗り替えたらいよいよという。緻密な内容で審議している中で、無駄なお金を使わないで欲しい。

(4) 「和歌山共同発電所1号機リプレース計画」（以下「本計画」という。）については、生物・大気・悪臭・景観・水質・振動・騒音・廃棄物等の各分野の専門家15名による熱心な議論が展開された。

審査会は、平成23年11月25日に和歌山県知事に対して、「『和歌山共同発電所1号機リプレース計画に係る環境影響評価準備書』に対する意見について」と題する意見書（以下「意見書」という。）を提出した。

意見書で、大気質については対象事業の実施地を含む住友金属区域周辺では25の大気監視局が設けられているが、気象条件によって2局で基準を超える濃度の二酸化硫黄が観測されることがある。また、住友金属と和歌山県・和歌山市との環境保全協定では降下ばいじんの基準は、1ヵ月あたり1平方キロメートル範囲で8トン以下とされているが、和歌山市築港地区では9.2トン/Km²を記録したこともある。また、他府県の事業所の環境協定では降下ばいじんは、月3トン/Km²以下とされている。このような本計画の対象事業実施区域周辺の生活環境の保全の見地から、審査会は、「より一層の環境負荷の低減に努めること。」とする意見などを含む内容の濃い詳細な意見書が提出されたにもかかわらず、知事はわずか5日後の同年11月30日に、主要設備の色彩設計を検討して、景観への影響を評価書に記載すること、としたわずか3行の意見書を和歌山共同火力株式会社に提出したのみである。

知事の意見書を見る限り、審査会の意見を聴いた形跡は全くなく、審査会の意見を全く無視して作成されたものである。

知事は単に条例が要求する形式のみを整えるために審査会を設けたというにすぎないものである。

したがって、審査会の設置・運営に必要となった金130万2687円は全く無駄な支出だったものであり、不当に支出されたものである。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求は、理由がないものとして棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 条例の概要について

条例は、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行い、及び事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として次の事項を定めている。

ア 対象事業について

対象となる事業として、条例別表において、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業など18種類の事業を定め、その規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業を除く。）を和歌山県環境影響評価条例施行規則（平成12年和歌山県規則第160号。以下「規則」という。）で定めている。

今回の和歌山共同火力株式会社から提出のあった本計画については、条例に定める「電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの変更の工事業」であり、その出力が14.7万キロワットであるため規則に定める要件に該当し、対象事業としている。

イ 条例による手続について

事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、環境影響評価方法書を作成し、知事等に、意見を聴くため送付するとともに縦覧に供しなければならない。これにより事業者は、知事等から出された意見を勘案し、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した上で環境影響評価を行なうこととされている。

また、事業者は、環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くため結果に係る事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成し、知事等に送付するとともに縦覧に供しなければならない。縦覧に合わせて関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催することが義務づけられている。これらの手続により知事等から出された意見を勘案し、準備書の記載事項について検討を加え、当該記載事項に必要な修正をした上で評価書を作成しなければならないとされている。

(2) 審査会について

条例第36条により、環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項を調査審議させるため設置されている。

知事は、条例第10条及び第19条の規定により方法書及び準備書に対する意見を述べる際、審査会に環境保全の見地から意見を聴くものとしている。

本件については、平成22年7月8日に和歌山共同火力株式会社から環境影響評価方法書の提出があり、方法書に係る知事意見形成のため平成22年7月14日の第1回から同年9月24日の第4回審査会まで4回開催されている。その後、準備書に係る知事意見形成のため平成23年7月12日の第5回から同年11月2日の第8回審査会まで4回開催され合計8回の審議が行われている。

(3) 監査によって確認した事実

上記の審査会に要した報酬及び会議室使用料等の経費については、議事録や支出関係書類を監査した結果、自治法等の規程に従い適正に処理されていることを確認した。

3 監査対象機関（環境生活部）の主張

(1) 和歌山共同発電所新1号機のリプレースに係る環境影響評価については、条例に基づき事業者自らがその事業の実施に当たり、あらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう実施された。

(2) 審査会は、条例に基づき環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項を調査審議させるため設置されている。

和歌山共同発電所新1号機リプレースについて、審査会は、方法書に係る知事意見形成のため平成22年7月14日の第1回から同年9月24日の4回審査会まで計4回開催し、準備書意見に係る知事意見形成のため平成23年7月12日の第5回から同年11月2日の第8回審査会まで計4回、合計8回開催し、議論いただいた。審査会の開催に要した報酬、費用弁償等130万2687円は、適正に執行した。

(3) 知事の意見書作成に当たり、審査会の意見を無視して作成したという点についてであるが、審査会に意見を求めるのは、今回知事意見とした眺望景観に関する意見のように、対象事業（今回の場合、和歌山共同発電所に係る新1号機のリプレース）に対する環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項に関する意見であり対象事業以外の環境に関する意見等については、その対象ではない。

また、環境影響評価の内容の修正を伴わず担当レベルで修正できるものについては、知事意見とはしないものの審査会意見を踏まえ準備書に修文を加えるなど適切に対応している。

(4) 仮に知事が審査会の意見を全く尊重することなく知事意見を形成したとしても、審査会の意見に法的拘束力はなく、知事の責任において審査会意見を採用するかどうかを判断するものであるため、そのことをもって審査会が無駄であるとはいえないと考えている。

第5 監査委員の判断

1 本件請求について、請求人は特に次の点を主張している。

条例によれば、知事は、準備書について意見を述べる場合には、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとするとしておられるにもかかわらず、知事の意見書は、審査会の意見を聴いた形跡はなく、むしろ審査会の意見を全く無視して作成されたものであるため、審査会の設置・運営に必要な金130万2687円は全く無駄な支出だったものであり、不当に支出されたものであるとしている。

2 この点について、監査委員は次のとおり判断する。

条例第19条第1項では、知事は準備書の送付を受けたときは、環境保全の見地からの意見を書面により述べることとされており、同条第4項において知事が意見を述べる場合は、審査会の意見を聴くものとされている。

本計画に係る審議のため開催された審査会に要した報酬や会議室使用料等全ての経費の支払いについては、議事録や支出関係書類を監査した結果、適正に履行していることを確認した。

また、本件の知事の事業者に対する意見については、審査会の意見を踏まえた上で知事の責任において総合的に判断されたものであり、審査会の開催が適正に行われたと認められる限り、知事による審査会意見の採用の有無によって審査会開催の正当性が左右されるものではないと判断する。

以上のことから、本件審査会の設置運営経費の支出は、不当な公金の支出とは認められない。

諸 報

入 札 公 告

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年6月1日

和歌山県警察本部長 山 岸 直 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成24年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

平成25年1月1日から平成30年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年和歌山県警察本部告示第2号に定める和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

(2) 期間

平成24年6月1日（金）から同月15日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所、日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書に対する質問は、鑑識課に対して平成24年6月18日（月）午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 本庁舎2階会議室2

(2) 日時

平成24年6月5日（火）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所、日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

5の（1）に同じ。

イ 日時

平成24年7月17日（火）午前10時

(2) （1）の入札の執行に当たり、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額に72を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までに定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に72を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までに定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者の入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、鑑識課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない鑑識課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Lease of Wakayama Prefecture Information of Fingerprint Administration System

(2) Time limit for tender :

By hand: Tuesday, July 17, 2012 10:00 AM

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone: 073-423-0110